

木更津市告示第110号

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定により工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次の1のとおり指定し、同法第4条の規定により当該地域について規制基準を次の2のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

その関係図面は、木更津市環境部生活環境課において縦覧に供する。

平成24年4月1日

木更津市長 水越勇雄

1 規制地域

用途地域

備考 用途地域とは、平成24年4月1日現在において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項及び第8条第1項第1号の規定により定められた区域及び地域をいう。

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号に規定する規制基準

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度（単位 ppm）
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3

メチルイソブチルケトン	1
トルエン	1 0
スチレン	0. 4
キシレン	1
プロピオン酸	0. 0 3
ノルマル酪酸	0. 0 0 1
ノルマル吉草酸	0. 0 0 0 9
イソ吉草酸	0. 0 0 1

(2) 法第4条第1項第2号に規定する規制基準

(1)に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。)第3条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

(3) 法第4条第1項第3号に規定する規制基準

特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される排出水の量	排出水中の濃度の許容限度(単位 1リットルにつきミリグラム)
メチルメルカプタン	0. 0 0 1立方メートル毎秒以下の場合	0. 0 3
	0. 0 0 1立方メートル毎秒を超え、0. 1立方メートル毎秒以下の場合	0. 0 0 7
	0. 1立方メートル毎秒を超える場合	0. 0 0 2
硫化水素	0. 0 0 1立方メートル毎秒以下の場合	0. 1
	0. 0 0 1立方メートル毎秒を超え、0. 1立方メートル毎秒以下の場合	0. 0 2
	0. 1立方メートル毎秒を超える場合	0. 0 0 5
硫化メチル	0. 0 0 1立方メートル毎秒以下の場合	0. 3
	0. 0 0 1立方メートル毎秒を超え、0. 1立方メートル毎秒以下の場合	0. 0 7
	0. 1立方メートル毎秒を超える場合	0. 0 1
二硫化メチル	0. 0 0 1立方メートル毎秒以下の場合	0. 6
	0. 0 0 1立方メートル毎秒を超え、0. 1立方メートル毎秒以下の場合	0. 1
	0. 1立方メートル毎秒を超える場合	0. 0 3